

[事案 2024-179] 既払込保険料返還請求

・令和7年4月14日 裁定終了

<事案の概要>

申込手続をしてないことを理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年11月に契約した終身医療保険（契約①）を全部見直しする形で、平成31年2月に認知症保険（契約②）の契約をしたが、以下の理由により、契約②の既払込保険料と契約①の解約返戻金相当額の返還を求める。

- (1) 認知症保険は、夫の契約のみと認識しており、自分は契約②の申込みをしていない。自分は契約②の説明を受けておらず、申込書の署名も自分のものではなく告知もしていない。
- (2) 保険会社が毎年送付しているという契約内容通知文書も、令和6年発送のもの以外は手元に無い。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②は、募集人が申立人に対し新商品である認知症保険を案内したところ、申立人がこれを気に入り、加入を希望して申込みされたものである。
- (2) 募集人は、契約②の契約に際し、設計書を用いて、全部見直し制度の概要、見直しによる新旧保障内容の変化、支払事由、保障内容、保険料等の事項を説明している。申込書の署名や告知の記入は申立人自身が行っている。
- (3) 契約②の成立後も、完了点検や契約内容通知文書の送付、定期点検等で、申立人に対して何度も契約内容を説明したが、契約②に加入した認識は無いなどという申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。